議案第１５５号

前橋市特別職の職員の給与に関する条例及び前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について

令和８年１１月２６日提出

前橋市長　小　川　　晶

前橋市特別職の職員の給与に関する条例及び前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

（前橋市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　前橋市特別職の職員の給与に関する条例（昭和２６年前橋市条例第３０４号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の１７５」を「１００分の１８０」に改める。

第２条　前橋市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の１８０」を「１００分の１７７．５」に改める。

（前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第３条　前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年前橋市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項前段中「１００分の１７５」を「１００分の１８０」に改める。

第４条　前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項前段中「１００分の１８０」を「１００分の１７７．５」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の前橋市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第５条第２項の規定及び第３条の規定による改正後の前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）第５条第２項前段の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

３　改正後の特別職給与条例又は改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合に

は、第１条の規定による改正前の前橋市特別職の職員の給与に関する条例又は第３条の規定による改正前の前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。